

平成 27 年 度

福祉行政のあらまし

愛知県豊田加茂福祉相談センター

目 次

第1	管内の概要	1
第2	福祉相談センターの概要	2
1	主な沿革	2
2	組織及び事務分掌	3
第3	地域福祉課の概要	4
1	地域福祉	4
2	児童福祉	5
3	ひとり親家庭への自立支援	6
4	女性相談	8
5	高齢者福祉	10
6	障害者福祉	12
第4	児童育成課の概要	15
1	業務系統図	15
2	相談の状況	16
(1)	相談の分類	16
(2)	年度別・区分別相談件数の推移	16
(3)	相談件数	17
(4)	相談の処理状況	17
(5)	一時保護の状況	18
(6)	児童虐待相談	18
(7)	障害相談	20

第1 管内の概要

豊田加茂福祉相談センターの所管する豊田市、みよし市は、愛知県のほぼ中央に位置し、北は岐阜県、長野県と隣接し、東は新城市及び北設楽郡に、西は日進市、瀬戸市、などに、また南は岡崎市、安城市などと接している。地域の総面積は950.51㎦で、矢作川など河川の恵みを受けた平坦部とその周りを囲む山間部からなっており、全面積の66.6%が森林でおおわれ豊かな自然に恵まれている。都市平野部では矢作川、境川の肥沃な沖積層地帯が広がっており、農業・工業ともに盛んで、特に自動車関連産業は世界に冠たる業績を誇っている。また、農業では米を始め、シンピジウム、梨、桃、柿など様々な農作物が生産されている。

交通面では、東名高速道路、伊勢湾岸自動車道、及び東海環状自動車道が整備され3つの高格幹線道路の結節点となり、7箇所のインターチェンジを有する広域交通の要所となっている。

また、鉄道では、名古屋鉄道三河線、豊田線及び愛知環状鉄道が住民の足となっている。

管内の人口

平成27年4月1日現在

区分	世帯数	総人口	年齢別人口						
			0～14歳		15～64歳		65歳以上		
			実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	
愛知県	世帯 3,042,984	人 7,441,315	人 1,035,750	% 13.9	人 4,607,912	% 61.9	人 1,740,848	% 23.4	
管内	豊田市	166,838	419,159	61,026	14.6	269,046	64.2	86,214	20.6
	みよし市	22,193	61,984	10,329	16.7	40,963	66.1	10,367	16.7
	計	189,031	481,143	71,355	14.8	310,009	64.4	96,581	20.1

- (注) 1 愛知県県民生活部統計課「愛知県人口動向調査」による数値
 2 総人口のうち年齢不詳があるため、総人口と年齢別人口の計は一致しない。
 3 年齢別人口構成比は、小数点以下第2位を四捨五入

第2 福祉相談センターの概要

1 主な沿革

年 月 日	旧足助事務所	旧豊田加茂事務所	旧児童相談センター
昭和 26 年 9 月 1 日	東加茂地方事務所に民生課設置 管轄区域: 東加茂郡 位置: 東加茂郡足助町	西加茂地方事務所に民生課設置 管轄区域: 西加茂郡 位置: 西加茂郡挙母町 (現豊田市元城町 1-46)	
昭和 30 年 11 月 10 日	足助事務所と名称変更	挙母事務所と名称変更	
昭和 34 年 7 月 15 日		豊田事務所と名称変更	
昭和 39 年 4 月 1 日	事務所新築移転 (位置は同じ)		
昭和 42 年 4 月 3 日		事務所新築移転 位置: 豊田市元城町 4-45	
昭和 50 年 4 月 1 日			豊田児童相談所設置 (県内 6 番目) 管轄区域: 豊田市、東加茂郡、西加茂郡 位置: 豊田市小坂町 2-49
平成 14 年 4 月 1 日	豊田加茂事務所に健康福祉課設置 (地方機関の再編による統合により北設楽郡稲武町が管轄に加わる。) 管轄区域: 豊田市、東加茂郡、西加茂郡、北設楽郡稲武町 位置: 豊田市錦町 1-22-1 (加茂保健所内)		豊田加茂児童相談センターと名称変更 事務所の移転 位置: 豊田市錦町 1-22-1 (加茂保健所内)
平成 15 年 4 月 1 日	郡区域変更により、稲武町が東加茂郡となる。		同左
平成 17 年 4 月 1 日	管轄区域の変更 (西加茂郡藤岡町、小原村、東加茂郡足助町、下山村、旭町、稲武町が豊田市へ合併) により、管轄区域は豊田市、西加茂郡 (三好町) となる		同左
平成 20 年 4 月 1 日	豊田加茂福祉相談センター設置 (地方機関の再編による名称及び体制の変更) (豊田加茂児童・障害者相談センター、豊田加茂福祉事務所)		
平成 22 年 1 月 4 日	三好町が市制施行により、みよし市となり、豊田加茂福祉事務所が廃止となる		
平成 25 年 3 月 25 日	事務所の移転 位置: 豊田市元城町 3 - 1 7		

2 組織及び事務分掌

センター長—次長兼地域
福祉課長

課長補佐—主 査 2名

〔地域福祉〕 主 任 1名
〔グループ班長〕

再任用職員 1名

非常勤嘱託員 4名

(うち、女性相談員 2名)

- ・センターの管理に関する事
- ・民生委員・児童委員に関する事
- ・児童福祉(措置を除く。)に関する事
- ・児童措置費用負担金徴収事務に関する事
- ・障害児施設受給者証発行に関する事
- ・高齢者福祉に関する事
- ・障害者福祉に関する事
- ・各種手当(特別児童扶養手当等)に関する事
- ・女性相談に関する事
- ・その他福祉に関する事

児童育成課長

〔児童育成〕
〔グループ班長〕

主任主査 1名

主 任 4名

主 事 10名

- ・児童の心理判定指導に関する事
- ・療育手帳に関する事
- ・障害児地域等支援事業に関する事
- ・法第24条の2に基づく障害児施設給付費の支給決定に関する事
- ・法第12条に基づく児童の相談面接、訪問、調査及び助言指導に関する事
- ・法第26条及び第27条に基づく措置児童並びに保護者の指導に関する事
- ・里親家庭の訪問調査指導に関する事
- ・法第27条に基づく措置事務に関する事
- ・身体及び知的障害者の相談及び指導に関する事

第3 地域福祉課の概要

1 地域福祉

民生委員、社会福祉協議会を始め社会福祉団体やボランティアなどの協力を得て、地域での福祉の推進に努めている。

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき、地域社会の福祉を増進することを目的として、市町村の区域におかれている民間奉仕者で、厚生労働大臣から委嘱され、任期は3年とされている。

その職務は、地域住民の生活状態を把握し、要保護者の相談に応じ、その更生を援助するとともに、福祉事務所、市町村等の関係行政機関に協力し、あるいは社会福祉施設と密接に連絡してその機能を助ける等、きわめて広範囲に及んでいる。

また、民生委員は、児童福祉法第16条の規定により児童委員を兼ねることとなっており、児童福祉の増進にも重要な役割を果たしている。

さらに、地域において児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助活動を行う児童委員活動の一層の推進を図ることを目的に、平成6年1月1日から主任児童委員が設置され、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開している。現在の任期は平成25年12月1日～平成28年11月30日の3年間である。

ア 民生（児童）委員配置状況 平成27年4月1日現在

区分	定員	現員
みよし市	68（4）人	68（4）人

（注）（ ）は主任児童委員数の再掲、豊田市は中核市であるため除く。

イ 民生委員・児童委員活動等費用弁償費

民生委員・児童委員が日常活動において要する費用として弁償費を交付する。

＜根拠＞民生委員・児童委員活動等費用弁償費交付要綱

民生委員1人当たり年額
58,200円（うち民生委員分29,100円、児童委員分29,100円）

ウ 民生委員協議会活動費交付金

民生委員協議会活動費交付金は、民生委員協議会活動の進展を図るため民生委員協議会の開催に要する経費として交付する。

＜根拠＞民生委員協議会活動費交付金交付要綱

民生委員定数1人当たり	1民生委員協議会当たり
2,664円	33,200円

2 児 童 福 祉

子育て家庭への支援

(1) 保育所

保護者の就労や疾病などにより家庭で保育することができない乳幼児の保育を、保育所で保護者に代わって実施している。

福祉相談センターでは、毎年みよし市の公立保育所について、児童福祉行政指導監査を実施している。

保 育 所 設 置 状 況 (平成27年4月1日現在)

市名	施設名	経営主体	設置年月日	定員 (人)	法による 入所児童 (人)	法による 入所率 (%)	在園 人員 (人)
みよし市	なかよし保育園	みよし市	昭45.4.1	120	95	79.2	95
	みどり保育園	〃	昭45.9.1	180	154	85.6	154
	打越保育園	〃	昭48.4.1	150	120	80.0	120
	城山保育園	〃	昭49.2.1	90	67	74.4	67
	明知保育園	〃	昭50.4.1	120	52	43.3	52
	すみれ保育園	〃	昭52.4.1	100	62	62.0	62
	わかば保育園	〃	昭54.4.1	160	128	80.0	128
	天王保育園	社会福祉法人	平21.4.1	160	139	86.9	139
	黒笹保育園	学校法人	平26.4.1	180	139	77.2	139
	筋生保育園	学校法人	平27.4.1	180	120	66.7	120
	合計	10か所	—	1,440	1,076	74.7	1,076

(注) 豊田市は中核市であるため除く。

(2) 特別児童扶養手当 (事業開始 昭和39年度)

家庭において、精神又は身体に障害のある児童を監護又は養育している者に手当を支給し、その障害児の福祉の増進を図っている。

ア 支給要件

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護又は養育している者。

	療育(躰)手帳	身体障害者手帳
精神又は身体に重度の障害のある児童 (1級該当児)	A(1・2度)程度	1・2級程度
精神又は身体に中度の障害のある児童 (2級該当児)	B(3度)程度	3・4(一部)級程度

イ 所得制限

支給要件に該当する者であっても、その者の前年の所得（1月から7月までの手当について前々年の所得）が政令で定める額以上のときは、手当は支給されない。

所得の限度額（政令で定める額）（平成27年4月1日現在）

扶養親族等の数		0人	1人	2人	3人	4人以上
限度額	受給資格者 本人	4,596千円	4,976千円	5,356千円	5,736千円	1人増すごとに 380千円加算
	扶養義務者 等	6,287千円	6,536千円	6,749千円	6,962千円	1人増すごとに 213千円加算

ウ 手当の支払

認定請求した日の属する月の翌月から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給される（支給月 4月、8月、11月）。

障害等級	月額（1人につき）	
	平成27年3月分まで	平成27年4月分から
1級	49,900円	51,100円
2級	33,230円	34,030円

エ 費用負担

国10 / 10

オ 受給者の状況

（各年度4月1日現在）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
豊田市	709 (111)	740 (119)	785 (152)
みよし市	108 (18)	111 (25)	124 (31)
計	817 (129)	851 (144)	909 (183)

*（ ）は停止者の再掲である。

3 ひとり親家庭への自立支援

(1) 遺児手当（事業開始 昭和45年度、県単事業）

ア 目的

両親又は片親がいない状態若しくは重度の障害等の状態にある家庭の児童を監護又は養育している者に手当を支給し、児童の健全育成と福祉の増進を図る。（根拠：愛知県遺児手当支給規則）

イ 支給要件

県内に住所があり、次のいずれかに該当する18歳以下（18歳到達の年度の末日）の児童を監護又は養育している者。

- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母が重度の障害にある児童
- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父又は母が引き続き1年以上行方不明である児童
- ・父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童
- ・その他上記に準ずる状態にある児童（知事が定めるもの）

ウ 所得制限

支給要件に該当する場合であっても、受給資格者又は扶養義務者（平成15年8月から適用）の前年の所得が一定額以上の場合は支給されない。

所得の限度額（規則で定める額） （平成27年4月1日現在）

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人以上
受給資格者	1,920千円	2,300千円	2,680千円	3,060千円	1人増すごと に38万円加算
扶養義務者等	2,360千円	2,740千円	3,120千円	3,500千円	

エ 手当の支払

認定請求した日の属する月から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給される。
（支給月 4月、8月、12月）

手当月額 支給開始 1～3年目 4,350円
 （児童1人につき） 4～5年目 2,175円
 6年目以降 0円（支給対象外）

※ ただし、平成15年4月1日以前に認定されている受給者については、平成15年4月1日の支給開始とみなす（平成17年8月1日改正）。

オ 費用負担 県10/10

受給者の状況 （各年度4月1日現在）

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	受給者(人)	遺児数(人)	受給者(人)	遺児数(人)	受給者(人)	遺児数(人)
豊田市	1,549 (101)	2,382	1,553 (104)	2,363	1,516 (131)	2,332
みよし市	215 (11)	349	209 (8)	330	186 (12)	288
計	1,764 (112)	2,731	1,762 (112)	2,693	1,702 (143)	2,620

* () は停止者の再掲である。

(2) 児童扶養手当

豊田市、みよし市において、手当を支給している。

4 女性相談

豊田加茂福祉相談センターには、女性相談センター豊田加茂駐在室が置かれており、2名の女性相談員が配置されている。

当駐在室は「売春防止法」に基づき「要保護女子」の相談・指導に関するを行うことのほか、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」による「配偶者暴力相談支援センター」として、配偶者（事実婚、前夫を含む、以下同じ）からの暴力被害を受けた女性の相談・自立支援のための情報提供等を行っている。また、「豊田加茂地域DV被害者保護支援ネットワーク会議」を開催し、関係機関とのネットワークの構築に努めている。

女性相談員は、日常生活において何らかの悩みや問題を有する女性や、配偶者等からの暴力被害を受けた女性の早期発見に努め、相談に応じ、必要に応じて関係機関との連絡調整を行っている。また、DV防止法に基づく保護命令制度の周知や制度利用の支援及びDV証明書発行のための調査面接などを行っている。

(1) 職員の配置状況

現職員数 3名（兼務）、非常勤職員数 2名

(2) 組織図

センター長（室長）一次長兼地域福祉課長一課長補佐一女性相談員（2名）

- ・ 要保護女子及びDV被害者の相談指導に関すること
- ・ 女性の福祉に関すること
- ・ 女性相談センター駐在室の行う業務の連絡調整に関すること

(注)

愛知県女性相談センター（名古屋市東区）では、電話相談専用ダイヤルとして『女性悩みごと電話相談 052-962-2527（月～金 9:00～21:00、土・日 9:00～16:00、祝日・年末年始は休み）』を開設している。

(3) 相談件数

【平成 26 年度 項目別相談延べ件数】

(単位 件)

		主訴による分類			主訴による分類						
		電話	面接	合計	電話	面接	合計				
人 間 関 係	夫 等	夫等の暴力	86	139	225	帰住先なし	0	6	6		
		酒乱・薬物中毒	4	3	7	経 生活困窮	8	4	12		
		離婚問題	50	36	86	済 借金サラ金	0	0	0		
		その他	47	16	63	関 求職	6	0	6		
	子 ど も	子どもの暴力	2	2	4	係 その他	12	4	16		
		養育不能	0	0	0	医 病気	8	1	9		
		その他	23	2	25	療 精神的問題	36	0	36		
	親 族	親の暴力	11	16	27	関 妊娠・出産	2	0	2		
		他の親族の暴力	13	2	15	係 その他	14	0	14		
		その他	41	5	46	不純異性交遊	0	0	0		
	交 際 相 手	交際相手の暴力	0	1	1	売春強要	0	0	0		
		同性交際相手の暴力	0	0	0	ヒモ・暴力団関係	0	0	0		
		その他	3	1	4	5 条関係	0	0	0		
		家庭不和	13	19	32	ストーカー被害	5	2	7		
	その他の者の暴力		12	1	13	合 計			441	263	704
	男女問題		5	0	5	内 訳	豊田市		353	210	563
その他		35	3	38	みよし市		33	32	65		
住居問題		5	0	5	その他		55	21	76		

※ストーカー被害は平成 25 年度から統計

【相談延べ件数の年度別推移】

平成 24 年度	346 件	平成 25 年度	532 件	平成 26 年度	704 件
----------	-------	----------	-------	----------	-------

5 高齢者福祉

老人福祉法及び介護保険法の規定により、平成27年3月に「第6期愛知県高齢者健康福祉計画」を策定し、平成27年度から平成29年度までの保健福祉サービスの目標量等を明らかにしている。また、各市においても第6期計画が策定され、介護保険制度の円滑な実施、サービスの充実、介護予防と生きがい対策及び社会参加の促進等各種施策、事業の積極的な推進を図っている。

(1) 介護保険制度の円滑な運営

多様な事業主体の参入により介護を必要とする高齢者が地域で安心して日常生活を営めるように、各種サービスの充実が進められている。また、施設サービスを進めるなど社会全体で支える介護保険制度の円滑な運営を図っている。

当センターにおいては、介護保険制度の適正な運営のため各市に隔年で保険者指導を実施している。

要介護認定者の状況

(平成27年4月末現在：単位人)

市町村	第1号 被保険者	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
豊田市	86,869	2,169	1,618	2,960	1,965	1,392	1,496	1,344	12,944
みよし市	9,786	205	187	224	201	131	125	84	1,157
計	96,655	2,374	1,805	3,184	2,166	1,523	1,621	1,428	14,101

介護保険料の状況

(単位：円)

市町村	第4期 (21年度～23年度)	第5期 (24年度～26年度)	第6期 (27年度～29年度)
豊田市	3,838	4,280	4,800
みよし市	3,632	3,680	4,040

(2) 高齢者健康福祉計画の推進

県としては、「第6期愛知県高齢者保健福祉計画」に基づき各種施策の充実を図り、地域ケア体制の確立を推進している。

また、「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」により、西三河北部圏域保健医療福祉推進会議（衣浦東部保健所主催）において、介護保険施設等の整備計画の協議、承認を行うことになっており、当センターは指定等を受けようとする事業者や各保険者から相談があった場合に調整を行っている。

西三河北部圏域介護保険施設等（地域密着型を除く。）の整備状況

平成27年4月1日現在

市名	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	指定介護療養型医療施設	養護老人ホーム	軽費老人ホーム（ケアハウス含む。）	有料老人ホーム（うち、混合型特定施設）
豊田市	11	7	2	1	2	13(5)
みよし市	2	1	0	0	1	3(1)

6 障害者福祉

障害者総合支援法を根拠に、本県では、平成27年3月に策定された「第4期愛知県障害福祉計画(計画期間:平成27年度～平成29年度)」に基づき、障害者の自立に向け、入所施設から地域生活への移行や福祉施設から一般就労への移行など障害者福祉の推進を図っている。

(1) 援護の実施機関等

ア 市

障害児・者に対する福祉施策サービスの実施主体は主に市(町村)となっている。(施設サービスについて都道府県が実施主体となっているものがある。)

イ 県福祉相談センター地域福祉課

計画の助言・指導、市相互間の連絡調整、その他市に対する必要な援助を行う。

ウ 児童・障害者センター及び児童相談センター

障害児・者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うほか、専門的な相談、指導を行っており、身体障害者手帳・療育手帳の発行を行い、市が交付している。

なお、当管内は西三河児童・障害者相談センター及び豊田加茂児童・障害者相談センターの管轄となっている。

(2) 身体障害者手帳

ア 身体障害者手帳の所持者数

平成27年4月1日現在

(単位:人)

障害名 年齢	視覚	聴覚 平衡	音声言語 そしゃく	肢体 不自由	内 部 障 害								計	
					心臓	腎臓	呼吸器	膀胱 直腸	小腸	免疫機 能不全	肝臓	小計		
豊田市	18歳以上	692	1,136	120	7,017	1,887	1,080	272	461	31	45	10	3,786	12,751
	18歳未満	5	65	0	225	24	5	11	7	1	0	5	53	348
	計	697	1,201	120	7,242	1,911	1,085	283	468	32	45	15	3,839	13,099
みよし市	18歳以上	74	137	14	722	191	120	37	47	5	3	3	406	1,353
	18歳未満	0	7	1	40	5	0	0	4	0	0	1	10	58
	計	74	144	15	762	196	120	37	51	5	3	4	416	1,411

イ 身体障害者手帳の級別所持者数

平成27年4月1日現在 (単位:人)

級別 年齢	級別							計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		
豊田市	18歳以上	3,427	2,118	2,997	2,792	801	616	12,751
	18歳未満	140	78	87	22	4	17	348
	計	3,567	2,196	3,084	2,814	805	633	13,099
	比率 %	27.2	16.8	23.9	21.5	6.1	4.8	100
みよし市	18歳以上	382	225	295	313	69	69	1,353
	18歳未満	21	17	12	2	4	2	58
	計	403	242	307	315	73	71	1,411
	比率 %	28.6	17.2	21.8	22.3	5.2	5.0	100

(3) 療育手帳
療育手帳の所持者数

平成27年4月1日現在 (単位:人)

級別 年齢		A (IQおおむね35以下)	B (IQおおむね36～50)	C (IQおおむね51～75)	計
豊田市	18歳以上	827	515	556	1,898
	18歳未満	359	212	397	968
	計	1,186	727	953	2,866
	比率 %	41.4	25.4	33.3	100
みよし市	18歳以上	74	60	55	189
	18歳未満	66	28	41	135
	計	140	88	96	324
	比率 %	43.2	27.2	29.6	100

(4) 福祉施策

ア 在宅重度障害者手当 (事業開始 昭和45年度、県単事業)

(ア) 目的

県内に住所を有する在宅の重度障害者に、その重度の障害ゆえに生ずる負担の一助となるよう
で手当を支給し、その福祉の増進を図る。(根拠:愛知県在宅重度障害者手当支給規則)

(イ) 支給要件等

支 給 要 件		手当年額	備 考
1種重度障害者	1級又は2級の身体障害者手帳を有し、かつ、知能指数35以下と判定され、愛知県知事又は名古屋市長から療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者	年額 186,000円 (月額15,500円)	特別障害者手当等受給者、施設入所者及び3月を超えて入院している者を除く。
2種重度障害者	ア 身体障害者手帳の1級又は2級の障害者 イ 知能指数が35以下と判定され、愛知県知事又は名古屋市長から療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者 ウ 3級の身体障害者手帳を有し、かつ知能指数が50以下と判定され、愛知県知事又は名古屋市長から療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者 ※ ただし、新規の認定は、65歳に達する日の前日までに手帳を取得し、かつ、所持している者に限る。	年額 81,000円 (月額6,750円)	

(ウ) 所得制限限度額表

(平成27年4月1日現在)

限度額 (規則で定める額)	円	
	受給資格者	扶養義務者等
	3,604,000	6,287,000

前年の所得(1月から7月までは前々年所得)

(エ) 支給時期

年3回(4月、8月、12月)

(オ) 受給者の状況

(各年度4月1日現在)

区分	種	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
		1種	2種	計	1種	2種	計	1種	2種	計
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
豊田市		21	3,898	3,919	30	3,982	4,012	40	3,891	3,931
	()	(4)	(244)	(248)	(5)	(259)	(264)	(4)	(276)	(280)
みよし市		6	416	422	7	450	457	5	449	454
	()	(1)	(43)	(44)	(1)	(40)	(41)	(2)	(49)	(51)
合計		27	4,314	4,341	37	4,432	4,469	45	4,340	4,385
	()	(5)	(287)	(292)	(6)	(299)	(305)	(6)	(325)	(331)

* ()は停止者の再掲である。

イ 心身障害者扶養共済制度

心身障害者を扶養している者が死亡又は重度障害となったときに心身障害者が年金を受給できるようにするため、扶養者が加入する共済制度である。

(ア) 掛金

加入時の年齢により、1口9,300～23,300円(月額)で、2口まで加入できる。

(イ) 給付金

① 年金	1口につき	月額	20,000円
② 弔意金	障害者が死亡したときに支給される。		
	1口につき	加入期間	
		1年以上 5年未満	50,000円
		5年以上20年未満	125,000円
		20年以上	250,000円
③ 脱退一時金	加入者が脱退したときに支給される。		
	1口につき	加入期間	
		5年以上10年未満	75,000円
		10年以上20年未満	125,000円
		20年以上	250,000円

※上記は現行制度の内容であり、加入時期によって異なる場合がある。

(ウ) 心身障害者扶養共済制度加入等状況 平成27年4月1日現在(単位:人)

区分	加入者数	年金受給者数
豊田市	188	124
みよし市	34	8
計	222	132

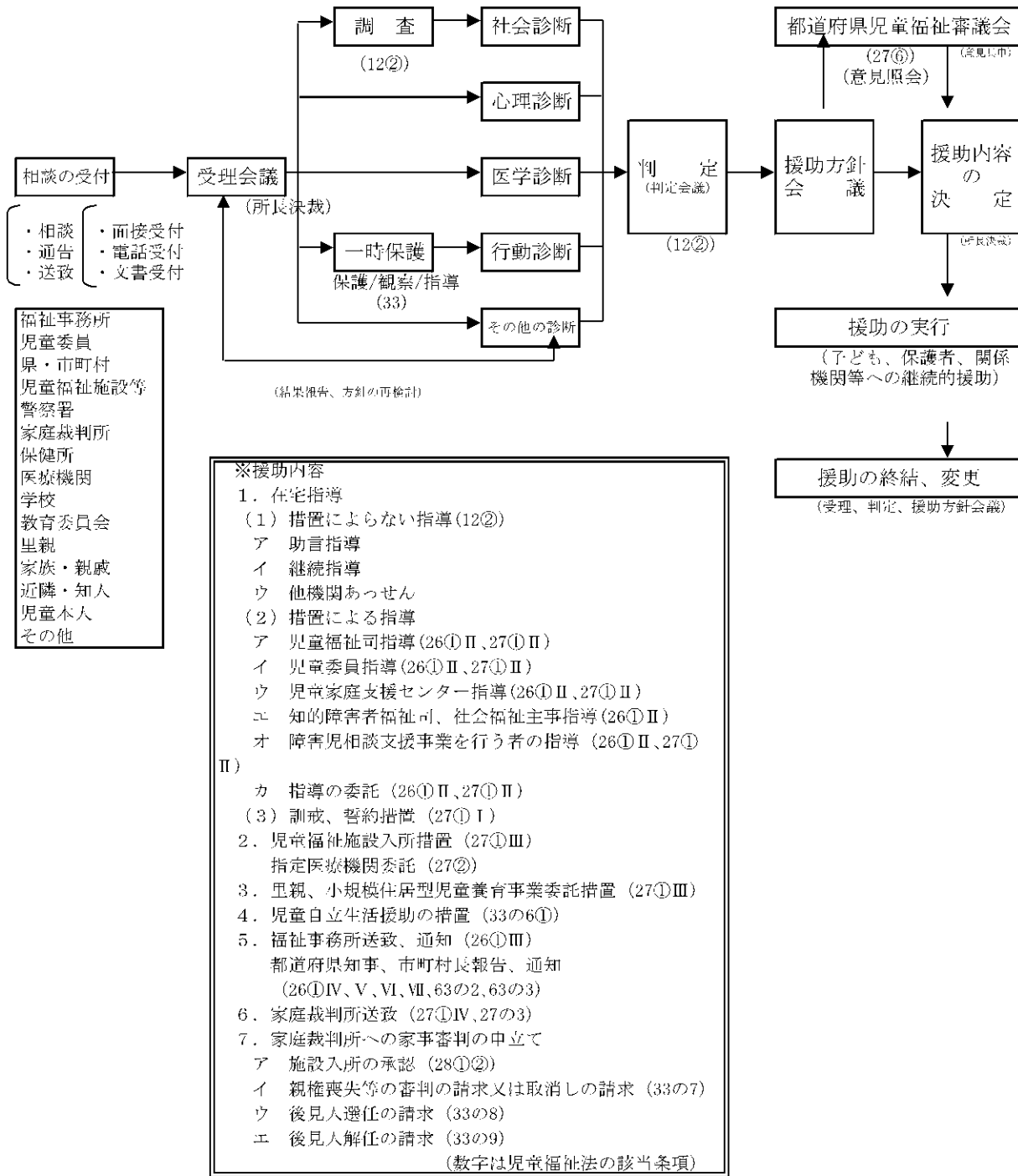
ウ 西三河北部障害保健福祉圏域会議

障害保健福祉圏域内における障害者等の相談支援体制等に関する課題や情報の共有、課題の解決に向けた検討及び障害福祉計画の検証と策定支援を行うことを目的として設置している。

※平成26年度開催状況：2回

第4 児童育成課の概要

1 業務系統図



2 相談の状況

(1) 相談の分類

相談の種類は、次の16の種別に分類される。

養 護 相 談	1 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護者の怠慢・拒否（ネグレクト）に関する相談
	2 その他の相談	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
保 健	3 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談
障 害 相 談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	6 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞、注意集中障害を有する児童に関する相談
	7 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
	8 知的障害相談	知的障害児に関する相談
	9 自閉症相談	自閉症若しくは自閉症と同様の症状を呈する児童に関する相談
非 行 相 談	10 ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署から「ぐ犯少年」として通告のあった児童、又は触法行為があったと思われるが警察署から法25条による通告がない児童に関する相談
	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談
育 成 相 談	12 性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力等性格行動上の問題を有する児童に関する相談
	13 不登校相談	学校教育法に基づく学校（幼稚園を含む）及び児童福祉法に基づく保育所に在籍中で、登校（登園）できない、していない状態にある児童に関する相談
	14 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15 育児・しつけ相談	家庭内での幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
	16 その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談

(2) 年度別・区分別相談件数の推移

平成26年度の相談件数は、対前年度比8%減の1,154件であった。要因として、相談種別において虐待相談が対前年度比7%と障害相談が対前年度比0.8%と減少したことが挙げられるが、一方で非行相談が対前年度比2.7倍と増加している。

(単位：件)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
養護相談	257	233	317	459	391	446	362
(虐待再掲)	112	124	193	245	179	230	214
保健相談	1	0	0	1	2	1	0
障害相談	617	626	628	619	549	662	657
非行相談	16	29	28	42	32	17	46
育成相談	99	90	99	108	145	124	81
その他	10	13	21	18	4	4	8
合 計	1,000	991	1,093	1,247	1,123	1,254	1,154

(3) 相談件数（平成26年度実績）

相談件数は、障害相談が最も多く、全体の57%を占めている。以下、養護相談が31.3%、育成相談7%、非行相談4%の順となっている。
障害相談の内、大部分は療育手帳の交付・再判定の相談である。

(単位：件)

区分	養護相談		保健相談	障害相談					非行相談		育成相談			その他の相談	計		
	虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	自閉症等相談	ぐん犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談			適性相談	育児・しつけ相談
受付件数	214	148	0	9	0	0	36	556	56	25	21	45	8	12	16	8	1,154
割合 (%)	18.5	12.8	0.0	0.8	0.0	0.0	3.1	48.2	4.9	2.2	1.8	3.9	0.7	1.0	1.4	0.7	100

(4) 相談の処理状況（平成26年度実績）

処理結果については、助言指導が全体の84.4%を占め、継続指導が7.2%、児童福祉施設・里親への措置は3.5%となっている。

障害相談では助言指導が大部分を占めているが、これは療育手帳交付や再判定の相談である。

育成相談は性格行動相談やしつけ相談が大半を占め、年齢も小学校低学年が多く、保護者や保育所・幼稚園、学校等への助言で終了することが多い。

養護相談は、家庭環境等複雑な問題を抱えている事例が多く、継続的な関わりとともに施設入所措置を必要とする場合が多い。

(単位：件)

区分	相談種別	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	福祉事務所送致・通知	訓戒・誓約	児童福祉施設措置		指定医療機関	里親・保護受託者委託	家庭裁判所送致	その他	合計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん					入所	通所					
養護相談	児童虐待相談	128	42					20						16	206
	その他の相談	113	19	1				11			5				149
	保健相談														0
	障害相談	642	9					3						20	674
	非行相談	18	5		8			10	2				1	1	45
	育成相談	76	9												85
	その他の相談	8													8
合計	計	985	84	1	8	0	0	10	36	0	0	5	1	37	1,167
	割合 (%)	84.4	7.2	0.1	0.7	0	0	0.8	3.1	0	0	0.4	0.1	3.2	100

(注) 「その他」には、障害児施設への契約入所、18歳年齢超過の場合の措置延長を含む。

(5) 一時保護の状況

一時保護は、児童福祉法第33条に基づき児童相談所長が必要と認めるとき、児童を家庭や保護者から切り離して一時保護所に入所させ、若しくは児童福祉施設、里親などに委託して行う。緊急の保護や児童の行動観察、問題の短期治療などを目的とする。養護相談や虐待相談では、児童の安全確保のため職権による緊急一時保護が多い。

(単位：件)

一時保護所	一時保護委託									計	
	児童養護施設	乳児院	児童援施設	短期治療施設	情緒障害児	障害児施設	警察署	里親	病院		その他
26	54									80	
	22	4	0	0	3	3	17	4	1		
	32.5%	27.5%	5.0%	0.0%	0.0%	3.8%	3.8%	21.2%	5.0%	1.2%	100%

(6) 児童虐待相談

ア 全国・愛知県・豊田加茂児相の児童虐待対応件数 年次推移

児童虐待は、児童虐待の防止等に関する法律が施行された平成12年11月前後から増加が認められ、国民が早急に解決しなければならない課題となっている。

そして、児童相談所の相談にも大きな影響を与え、愛知県では一時減少したものの、平成22年度からは再度増加傾向となっている。

当センターにおいては、平成26年度は対前年度比8%減少しているが、全体的には増加傾向にあり、今後の推移を見守る必要がある。

(単位：件)

年 度	10年度	12年度	17年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
全 国	6,932	17,725	34,472	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931※
愛 知 県	191	547	800	1137	1499	1,730	2,344	3,188
豊田加茂児相	16	43	106	193	245	179	230	214

※26年度[全国]については速報値

イ 虐待相談の受付経路（平成26年度実績）

虐待の受付経路については、警察が96件で最も多く、次いで市の福祉事務所の順となっている。

心理的虐待については半数以上がDV目撃による警察からの通告である。また、医療機関からの通告は重篤な事例が多く、慎重な対応が必要である。

(単位：件)

区 分	市 町		保 育 所	医 療 機 関	学 校 等		家 族		警 察	近 隣 ・ 知 人	親 戚	児 童 本 人	里 親	他 府 県	そ の 他	合 計	
	市 福 祉 事 務 所	市 町 (そ の 他)			幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会	虐 待 者 本 人									虐 待 者 以 外
身体的虐待	14	0	0	2	1	8	0	10	3	21	7	2	4	1	6	3	82
性的虐待	4	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	7
心理的虐待	5	0	0	0	0	2	0	0	2	68	3	3	0	0	4	4	91
ネグレクト	3	0	1	2	0	0	0	0	5	7	10	0	0	1	0	5	34
計	26	0	1	4	1	12	0	10	10	96	21	5	4	2	10	12	214

ウ 地区別の状況（平成26年度実績）

管内の市別の虐待件数である。みよし市は人口あたりの件数が高い傾向にある。

（単位：件）

区 分	豊田市	みよし市	管内合計	（愛知県）
虐待対応件数	185	27	212	3,188
人口（人）	419,159	61,984	481,143	7,441,315
人口10万人あたりの虐待対応件数	44.1	43.6	44.1	42.8

（注）人口については、平成27年4月1日現在。

エ 被虐待児の年齢別・種類別件数（平成26年度実績）

被虐待児の年齢別では、小学生までが80.4%を占めている。特に、乳幼児への虐待は、自らの命を守れないことから死亡等重篤な事態を招くおそれがあり、慎重な対応が必要である。

また、虐待の種類別については、通常一つにとどまらないことも多いが、身体的虐待が最も多い。昨今、保護者のDV（ドメスティックバイオレンス）を日撃したことによる心理的虐待が増加している。

（単位：件）

区 分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合 計	割 合
0歳～3歳未満	13	1	33	9	56	26.1%
3歳～学齢前	18	3	19	4	44	20.6%
小学生	23	0	31	16	70	32.7%
中学生	17	3	4	4	28	13.1%
高校生・その他	11	0	4	1	16	7.5%
合 計	82	7	91	34	214	100.0%
割 合	38.3%	3.3%	42.5%	15.9%		

オ 主な虐待者の続柄（平成26年度実績）

実母が児童と関わる機会が多いことから虐待に至る割合が高い。実父母以外の者による虐待も16%あり、ステップファミリーの子育ての難しさがうかがわれる。

（単位：件）

区 分	父		母		その他	合 計
	実 父	実父以外の父親	実 母	実母以外の母親		
件 数	90	26	90	0	8	214
割 合	42.0%	12.2%	42.0%	0.0%	3.8%	100.0%
	54.2%		42.0%			

カ 虐待相談のうち一時保護（委託を含む）を実施した件数（平成26年度実績）

（単位：件）

区 分	一時保護あり	一時保護なし
件 数	39	175
割 合	18.2%	81.8%

(7) 障害相談

ア 内容別件数 (平成26年度実績)

障害相談の内容では、療育手帳の申請が最も多く、全体の約79.3%を占めている。

(単位:件)

療育手帳	特別児童 扶養手当	施設入所	障害児施設 利用契約	一般療育	その他	合 計
511	83	12	12	22	4	644

イ 療育手帳台帳管理件数 (平成26年度末現在)

(単位:件)

区分	A判定	B判定	C判定	合 計
件数	424	238	436	1098

ウ 療育手帳新規交付・再判定件数 (平成26年度実績)

(単位:件)

区分	A判定	B判定	C判定	合 計
新規交付	21	29	116	166
再判定	173	78	85	336

平成27年10月

平成27年度 福祉行政のあらまし

発行 愛知県豊田加茂福祉相談センター

〒471-0024 豊田市元城町3-17

地域福祉課 電話 (0565)33-0294

FAX (0565)33-2212

児童育成課 電話 (0565)33-2211

FAX (0565)33-2212